

茨城西南地方広域市町村圏事務組合火災予防条例に基づく必要な知識及び技能を有する者の指定について

告示内容

茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部告示第2号

茨城西南地方広域市町村圏事務組合火災予防条例（昭和49年4月1日条例第11号）第3条第2項第3号、第11条第1項第9号及び第18条第1項第13号の規定のに基づき、必要な知識及び技能を有する者」の指定について消防長が定める要件を、次のとおり公告する。

平成27年4月1日

茨城西南地方広域市町村圏

事務組合消防本部

消防長

木村

実

